

2021年 名古屋 難民 10大ニュース

2021年12月31日

1. 難民不認定となり人道配慮で在留を許可されたシリア人男性、日本への家族呼寄せが叶い、2年8か月ぶりに妻子と再会

本件は、難民として認定されるべき案件であると信じていますが、入管からは、人道配慮による在留資格しか認められませんでした。そのため定住者の在留資格が得られず、本国に取り残されている家族の呼寄せができない状況が続きました。本人が名古屋難民支援室に最初に訪れた日から、一番の望みは家族と一緒に暮らすことだと話していたため、何とか家族呼寄せを実現できないかと、外務省とも相談しながら、約1年かけて手続きを行い、この度やっと家族再会を果たすことができました。

2. 名古屋でも多くの市民や弁護士が、入管法改定案に反対する街頭活動に参加するなど廃案を懸命に訴え、その結果、5月8日に同案は見送りに

2月19日に国会に提出された法案は、日本に暮らす難民にとって重大な問題をいくつも含んでいました。例えば、難民申請が2回却下された人を送還できる、というものです。日本では、難民として認定されるべき人が適切に認定されていないため、入管による難民不認定という結果の取消しを求める裁判を起し、その裁判で勝訴して、3回目の難民申請でようやく難民として認定される人がいます。法案が通っていたら、このように3回目の申請で救われていた人が、その機会を与えられず命の危険がある母国に送還されることになっていたのです。

1990年代から2018年の入管法改定の審議においては、法案の一部修正、附則や附帯決議の追加が限界でした。しかし、今回、事実上政府案が廃案となったことは、まさに市民社会の勝利であると言えるのではないのでしょうか。これは、この入管法改定の問題が、難民や外国人に限った問題ではなく、私たち一人ひとりの問題であること、日本の人権問題であること、そして日本社会の民主主義の問題であることに私たちが気づき、行動した結果であると思っています。

3. 2月1日ビルマでクーデター発生、東海地域在住のロヒンギャ難民は未だに難民として認定されず在留資格も付与されないまま、不安定な生活が続く

ビルマで軍によるクーデターが起き、現在までに約1,300人の市民が軍に殺戮されています。3月9日に名古屋難民支援室は、「私たちの願い～ビルマのクーデターを受けて～」を出し、たくさんの方に賛同いただきました。4月15日には総理大臣と法務大臣宛に「在日ミャンマー人に在留資格の保障を」という申入れをし、そこには、多く

の団体や個人の方々に賛同いただいた上記声明も添付しました。5月28日になり、法務省から「本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置」が発表され、市民の私たちの声が反映され、このような特定の国籍を対象に保護を政府が発表するという、初めての試みの実現されたことは、今後の展開に期待を持たせるものとなりました。

その一方で、個別の東海地域に暮らすミャンマー出身の難民申請者に目を向けると、未だに難民として認定されず、在留資格もないまま不安定な生活を余儀なくされているロヒンギャ難民が、不安定な生活を10年以上にわたって強いられています。このロヒンギャ難民の方は、難民認定を求め、名古屋入管への4回目の難民申請と、難民不認定の決定を取消す裁判を提訴しています。政府からの緊急避難措置が発表されてから7ヶ月が経ちますが、未だに在留資格さえも付与されていない状況に対し、早期の、緊急避難措置の実現と難民認定を求めます。

4. 8月16日アフガニスタンでタリバンが政権奪還を宣言、東海地域在住のアフガニスタン難民は未だに難民として認定されておらず、アフガニスタン本国からも数十件にわたる救済依頼のメールが寄せられる

2001年9月11日の米同時多発テロ後、米国政府はアフガニスタンへの攻撃を開始し、その後米軍はアフガニスタンに駐留し続けましたが、2021年5月1日から撤収を開始すると、反政府勢力タリバンが各地で勢力を拡大させ、8月16日には首都カブールの大統領府を掌握し、政権奪還を宣言しました。

この状況を受け、8月17日に名古屋難民支援室は、東京の難民支援協会と大阪のRAFIQと共に「アフガニスタン出身者を含む庇護希望者への迅速な保護等を求める声明」を出しました。その後もアフガニスタン現地からを含め、日々たくさんの相談が寄せられたことを受け、8月27日には総理大臣、法務大臣、外務大臣宛に「緊急要望書」を提出し、日本に滞在するアフガニスタン人に対する保護と、かつて日本に留学していた人などが日本に戻るための緊急措置をお願いしました。

以前から名古屋難民支援室に相談が寄せられているアフガニスタン出身の難民申請者で、母国の反政府勢力から命を狙われている難民申請者らは、未だに難民として認定されておらず、結果を待ち続けています。また、今でも、アフガニスタン国内からを含め、日本に入国できていないアフガニスタン人から救済の依頼が寄せられ続けています。

5. 新たに「地域と協同の研究センター」及び「アジア・ボランティア・ネットワーク東海」の協力を得て、緊急食料支援を年間通じて継続実施

新型コロナウイルスの影響を受け、困窮する難民が増えていましたが、頼みの綱の食料支援団体が活動を縮小せざるを得ない状況を受け、新たに「地域と協同の研究センター」及び「アジア・ボランティア・ネットワーク東海」のご協力を得て、食料支援を開

始し、年間を通じて継続することができました。オンライン会議を重ね、東海地域の難民の現状や食料支援の目的などを確認しながら、また学習会も開催しながら、合計4回の食料支援の募集を行い、たくさんの方々から様々な食料など支援物資をいただきました。直近の第4回の際には米46袋367kg、約178品目288点の食品(カップ麺、乾麺、缶詰、レトルト食品)、毛布などの日用品数点、現金の寄付をお寄せいただきました。さらに、大学生の皆さんの協力も得て、送付する支援物資には手紙も添えました。支援物資を受け取った難民の人々からは、喜びや感謝の声が届き、この支援が、経済的な困窮状態への緊急支援以外に、「自分のことを気にかけてくれている人がいる」という温かい気持ちになり、生きる希望になっていることが伝わってきました。

6. 新たに名古屋難民支援室が運営するシェルターを1室設置し、利用開始

日本において、難民申請者に対する支援は、法的に保障されていません。唯一の公的支援として、外務省による保護費がありますが、その支援策の一つである難民申請者用の緊急宿泊施設は関東のみにあり、東海地域には存在しません。他方、東海地域は、東京に次いで日本で2番目に難民申請者が多い地域です。そのため、本地域は市民社会の果たす役割が大きいという特徴があります。

コロナ禍において、東海地域の難民申請者がますます困窮している現状がある中、直接利用できるシェルターの必要性に迫られ、新たに名古屋難民支援室が運営するシェルターを設置しました。早速生活に困窮する難民申請者が利用しており、名古屋難民支援室のスタッフが、ケースワークに力を入れて取り組んでいます。

7. 新たに衣類や医療目的の寄付を募集し、多くの方から支援物資や寄付金が寄せられる

困窮する難民申請者からの相談が増えたため、様々なアプローチから、生活支援に力を入れてきました。その中で、新たに、ニーズに即して、衣類や医療目的の寄付を募集し、多くの方から衣類の寄付や寄付金をいただき、難民の人々に届けました。

8. 1月、裁判を受ける権利を侵害したチャーター便による強制送還は違法という判決が名古屋高裁で確定。その後の9月、別の当事者が起こした裁判では、違憲判決が東京高裁で下される

名古屋高裁は、難民不認定処分への異議申立て棄却を告げられた翌日にチャーター機で強制送還されたスリランカ人男性について、司法審査を受ける機会を奪った違法な強制送還であったと認め、国に賠償を求める判決を下しました。

さらに、東京高裁は、過去に同様の手法で実施された強制送還をめぐる裁判において、このような入管の手法は日本国憲法で保障された裁判を受ける権利を奪うものであるという、名古屋高裁の「違法」に対し、「違憲」と踏込んだ判決を言渡しました。判決

は、入管が異議申立ての棄却を知ったのは、原告のスリランカ人男性らに知らせる 40 日以上前だったことを踏まえ、「訴訟の提起前に送還するため意図的に棄却の告知を遅らせた」と指摘し、「司法審査の機会を奪うことは許されない」と説明しています。

この判決は、入管の行政手続きでは難民として認定されず、裁判を経てようやく保護される可能性のあった人々の裁判を受ける機会を奪い、迫害の恐れがある母国に強制送還してきた入管のこれまでの手法を真っ向から違憲であると断じる、とても影響力のある、重要な判決です。法務省や入管がこの違憲判決を受け、今後どのように運用や法律を変更していくのか、注視していく必要があります。

9. 3月8日、名古屋入管の収容施設にて、スリランカ人女性ウィシュマさんが死亡

好きだった日本で、日本の子どもたちに英語を教えたいという夢を持って、来日したウィシュマさんは、2020年8月に入管に収容され、施設内で、翌年3月、衰弱して、死亡しました。徹底的な原因説明が行われるべきです。そのためには、外部の第三者による調査やすべての記録の情報開示は、必須です。遺族側の代理人弁護士は「入管側が任命した人は第三者ではありません。入管側は調査されるべき対象であって、調査する側ではありません。」と指摘します。

12月24日には、亡くなる直前の様子が映った入管施設の監視カメラの映像を衆院法務委員会の一部議員に開示されました。映像を視聴した議員は、入管庁がまとめた調査報告書は「なるべく事実を矮小化しようという意図が透けて見える」「入管の権限と裁量を広げていいのかという思いを強めた」と語りました。ウィシュマさんの死亡が決定打となり、廃案となった入管法改定案。入管は来年の通常国会への再提出を目指していますが、私たち一人ひとりが自分事として、関心を持ち続けることが求められます。

10. ウガンダ重量挙げ五輪代表選手、東海地域に逃れてくるも庇護を受ける機会なく帰国

7月、東京五輪の代表選手であるウガンダ人男性が、事前合宿所から失踪し、東海地域で発見されました。発見された翌日、警察署において、本人は難民申請の意向を示し、また弁護士が面会を申し入れたものの、面会の取次ぎすら行われないうまま、ウガンダ大使館員が本人を説得し、帰国しました。

本人が難民申請の意向を示した具体的な理由は知る術がありませんが、本来、難民条約の加盟国である日本は、難民申請を希望する全ての外国人に対し、難民申請の機会を保障しなければなりません。さらには、難民申請を希望する者を本国政府機関の職員と面接させ、同職員が説得して帰国に至るという状況は、あたかも虐待の被害からの保護を求める子どもに対し、その加害者である疑いがある保護者と面接させ、保護者の説得によりそのまま自宅に戻すのと同じであり、あるまじき対応です。

以上